

## (2) 幼稚園等の預かり保育

**対象** 【1号認定】のお子さんの中で、保護者の就労等により保育を必要とする場合【新2号認定】  
満3歳児は非課税世帯で、保育を必要とする場合のみ対象【新3号認定】  
認定要件は、保護者の就労（月48時間以上）、妊娠・出産、疾病・負傷、障害、介護・看護、  
求職活動、就学・職業訓練、保護者不存在、災害復旧、虐待・DV等

**補助額** 日額上限450円×利用日数分（月額上限11,300円） 満3歳児は月額上限16,300円  
在籍する園の預かり保育が「平日8時間未満（教育時間含む）」または「年間200日未満」の場合、  
認可外保育施設等（認証保育所、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポートの預かりを含む）  
の利用も補助対象 当該サービスが対象となるかどうかは、利用時に利用施設に要確認。ファミサポの送  
迎のみは対象外。

**補助例** 幼稚園等に通う4歳児が「A：在籍する園の預かり保育」と「B：保育施設の一時預かり」  
を共に利用したある月の場合

A：1,000円×10日間利用で10,000円支払い（ア）

450円×10日分＝4,500円（イ） （ア）>（イ）なので**4,500円の補助**

B：1,500円×5日間利用で7,500円支払い（ウ）

11,300円（月額上限額）－4,500円（Aの額）＝6,800円（エ）

（ウ）>（エ）なので**6,800円の補助**

A+Bで**11,300円の補助**（17,500円のうち、保護者の実質負担額は6,200円）

在籍する園が「平日8時間以上（教育時間含む）」かつ「年間200日以上」の預かり保育を実施  
している場合、B部分は補助対象とならないので注意が必要

### 【新2・3号認定】の申請

幼稚園等の預かり保育の保護者補助金を申請するためには、1号認定とは別に  
【新2・3号認定】を受ける必要があります。在籍する園を通じて配付してい  
る「施設等利用給付認定申請書」等の必要書類をご提出ください。

就労の場合「就労証明書」等、各認定要件の証明書類が必要となります。

預かり保育の保護者補助金の申請手続きについては、別途お知らせしますが、

園等の発行する領収書等が必要となりますので、保管をお願いします。

**問合せ先** 墨田区 子ども・子育て支援部 子ども施設課 保育係 電話：03-5608-1583

本紙に掲載している内容は、墨田区民を対象とした内容であるため、墨田区外在住の方は、内容が異なる場合があります。詳しくは、お住まいの自治体にお問合せください。